

地域福祉・子育て支援交付金の事務手続の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>地域福祉推進室 子ども室 高齢介護室</p>	<p>大阪府地域福祉・子育て支援交付金交付要綱において、市町村の実績報告書の内容（各事業の内容、事業効果、事業実施後の課題及び今後の対応等）を公表しなければならないとしているが、平成23年度以降の公表はなされていない（平成23年度は各事業計画のみ公表済み）。</p> <p>【地域福祉・子育て支援交付金事業概要】 府は、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情や住民ニーズに応じてきめ細やかな事業を実施することができるよう、地域福祉・子育て支援交付金により、地域福祉の推進、子育て支援及び高齢者福祉の推進に資する事業を行う市町村に対して財政的支援を行っている。</p> <p>○平成25年度の主な事業（決算額2,102百万円）</p> <p>(1) 地域福祉推進室 ・地域福祉分野（99事業） 小地域ネットワーク活動推進事業 コミュニティソーシャルワーカー配置事業 等</p> <p>(2) 子ども室 ・子育て支援分野（185事業） 在宅子育て家庭への支援 等</p> <p>(3) 高齢介護室 ・高齢者福祉分野（28事業） 街かどデイハウス支援事業 等</p>	<p>【是正を求めるもの】 大阪府地域福祉・子育て支援交付金交付要綱に基づき、平成23年度以降に市町村が取り組んだ事業内容について、早急に公表されたい。</p> <p>【大阪府地域福祉・子育て支援交付金交付要綱】 (実績報告書等) 第13条 規則第12条の規定による報告は、地域福祉・子育て支援交付金事業実績報告書（様式第7号）に知事の定める関係書類を添えて、対象事業の完了したその翌日から起算して30日以内又は当該会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、知事に提出することにより行わなければならない。 2 知事は市町村長から報告された前項の実績報告書の内容に基づいて、速やかにその内容を取りまとめ、インターネットの利用その他の方法によりその概要を公表しなければならない。</p>	<p>平成23年度から平成26年度までに市町村が取り組んだ事業内容について、大阪府地域福祉・子育て支援交付金交付要綱に基づき、大阪府ホームページにおいてその概要を公表した。今後の取組においても、速やかに公表していく。</p>